

議案第 41 号

橋本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

橋本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき、橋本市教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 橋本市教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画及びその実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の規定は適用しない。